

平成 26 年度から入札制度を改正します

村山市

1. 改正理由

公共工事にかかる入札の不調が増加している現状をふまえ、受発注環境を改善することで入札へ参加しやすい状況を整えるために、次の【1】から【4】までの制度改正を行います。

2. 主な改正点

【1】 現場代理人の常駐義務を緩和します

一定の条件の下で、現場代理人の常駐を要しない期間を定めるほか、別件工事との業務を可能とします。

【2】 条件付き一般競争入札の基準額を 1,000 万円以上とします

条件付き一般競争入札の対象となる工事の基準額を、これまでの 2,000 万円以上から 1,000 万円以上に引き下げます。

【3】 前払い金適用工事の基準額を引き下げます

前払い金の適用工事の基準額を、これまでの請負代金 300 万円以上から 100 万円以上にまで引き下げます。

【4】 指名競争入札の参加者が1者となった場合でも入札を行います

入札辞退等により入札参加者が1者となった場合でも入札会を実施し、落札者を決定します。

3. 改正の実施時期について

平成26年4月1日以降に入札した工事から適用します。

ただし【1】については、平成26年4月1日に施工中の工事(平成25年度中に繰越明許を受けたもの及び債務負担の工事)についても適用するものとします。

※ 改正の詳しい内容は、次ページをご覧ください。

4. 具体的な改正内容

【1】 現場代理人の常駐義務を緩和します

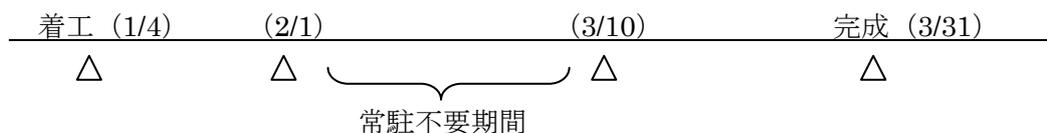
(1) 常駐義務を緩和する場合

村山市が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により村山市の承認を受けた場合で、次の各々①及び②の要件を満たせば、現場代理人の常駐義務を緩和します。

① 現場代理人の常駐を要しない要件

次のいずれかに該当する場合

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間。
- エ アからウの期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間



② 別件工事との兼務可能要件

次の全ての条件を満たす場合

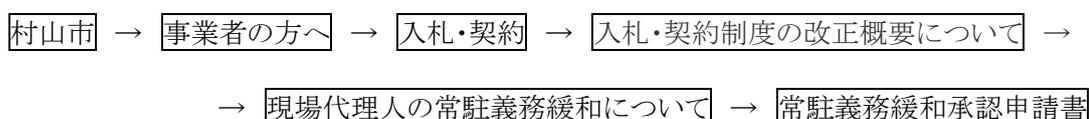
- ア 兼務する工事は全て村山市が発注した工事であること
- イ 受注者は、村山市内に本店又は建設業に係る支店若しくは営業所を有すること
- ウ 兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2つまでとすること
- エ 監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されていること
- オ 監督職員等が求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等の対応ができること
- カ 工事担当課が異なる場合は、両方から承認されなければならないこと
- キ 1件の請負代金額が 2,500 万円未満（建築一式工事の場合は 5,000 万円未満）の工事を含んでいること
 - ・両方が 2,500 万円未満（建築一式工事の場合は 5,000 万円未満）の場合
当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合を含む。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人(主任技術者兼務も可)または元請の主任技術者とする。
 - ・どちらか一方が 2,500 万円以上（建築一式工事の場合は 5,000 万円以上）の場合
兼務する工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事、または相互に調整を要する工事であること。かつ近接した場所において施工するため同一の主任技術者が

管理することができると村山市より承認されること。またその場合、当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合に限る。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人兼主任技術者または元請の主任技術者とします。

(2) 手続きについて

工事担当課あてに別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を2部提出し、承認を受けてください。指名競争入札にあつては入札日前日まで、また、一般競争入札にあつては、一般競争入札参加確認申請の提出前までに承認を受けてください。申請書は、村山市ホームページからダウンロードできます。

●ホームページからの進み方



(3) 実施期日について

平成26年4月1日以降に入札した工事から適用します。

ただし、平成26年4月1日に施工中の工事(平成25年度中に繰越明許を受けたもの及び債務負担の工事)についても適用するものとします。

【2】 条件付き一般競争入札の基準額を 1,000 万円以上とします

(1) 村山市条件付き一般競争入札実施要綱の改正

村山市条件付き一般競争入札実施要綱を改正し、対象となる工事の基準額を次のとおり引き下げます。



(2) 村山市条件付き一般競争入札参加資格基準の改正

対象となる工事の基準額を(1)のとおり引き下げることにより、設計金額に対する各建設工事の種類ごとに定める等級は、次の表のとおりになります。

ただし、建設工事に係る工法の特異性、緊急を要する工事、資格の有無、その他の事情による場合は、この限りではありません。

建設工事の種類	設計金額	等級	総合評定値（経営事項審査）
土木工事一式	40,000 千円以上	A	800 点以上 1 級技術者必要
	15,000 千円以上 40,000 千円未満	A・B	700 点以上
	10,000 千円以上 15,000 千円未満	B・C・D	600 点以上
建築一式	75,000 千円以上	A	800 点以上 1 級技術者必要
	30,000 千円以上 75,000 千円未満	A・B	700 点以上
	10,000 千円以上 30,000 千円未満	B・C	600 点以上
舗装工事 電気工事 管工事 水道施設工事 その他の工事	30,000 千円以上	A	800 点以上 1 級技術者必要
	10,000 千円以上 30,000 千円未満	A・B	700 点以上

(3) 条件付き一般競争入札の手続きについて

条件付き一般競争入札の工事については、随時村山市のホームページで公告しています。入札参加を希望する方は、ホームページに掲載している入札説明書を精読し、申請書等をダウンロードし必要な書類と一緒に、市財政課に提出してください。

●ホームページからの進み方

村山市 → 事業者の方へ → 入札・契約 → 建設工事入札公告 → 条件付き一般競争入札

(4) 実施期日について

平成26年4月1日以降の入札から適用します。

【3】 前払い金適用工事の基準額を引き下げます

(1) 入札に係る工事全てに前払い金

前払い金の適用工事の基準額を、以下のとおり請負代金 100 万円以上にまで引き下げるにより、入札に係る工事全てにおいて前払い金を申請できるようにします。



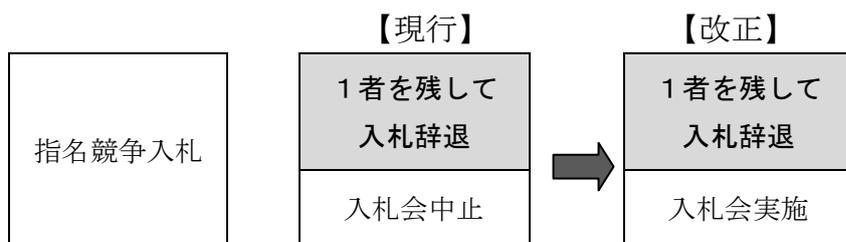
(2)実施期日について

平成26年4月1日以降入札の工事から適用します。

【4】 指名競争入札の参加者が1者となった場合でも入札を行います

(1)村山市入札取り扱い規程の改正

指名競争入札の入札会を行うにあたり、失格者や入札辞退者により入札参加者が1者となった場合に入札会を中止していたのを、入札会を実施できるように改正します。



(2)実施期日について

平成26年4月1日以降の入札から適用します。

5. その他

今回の入札制度等の改正について、不明な点や質問等がありましたら、村山市財政課管財係までご連絡下さい。また、下記のとおり説明会を開催します。質問等のある方はご参加ください。

- | | | | |
|-------|-----|----------------------|----------|
| ○ 説明会 | 日 時 | 平成 26 年 3 月 18 日 (火) | 午前 10 時～ |
| | 場 所 | 村山市農村環境改善センター | 小集会室 |

村山市財政課管財係 担当 佐藤 真一 TEL (55) 2111 FAX (55) 5114
--